2013年10月1日以降始期契約用

スタンダード傷害保険 重要事項説明書 (通販契約用)

契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明

- ■ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を「契約概要
- のご説明」に、特にご注意いただきたい事項を「注意喚起 情報のご説明」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みくださいますようお願いします。また、本書面は、ご契約に関す る全ての内容を記載しているものではありません。詳細は 普通保険約款・特約をご確認ください。ご不明な点につい
- ては、カスタマーセンターにお問い合わせください。 ■ご契約者と被保険者が異なる場合など、ご契約者以外に被保険者がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載さ れている内容をお伝えくださいますようお願いします。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

au 損保へのお問い合わせ・ご相談・苦情 がある場合には下記でご連絡ください。

カスタマーセンター

- 0800-700-0600 受付時間 9:00~18:00
- (年末年始を除きます) ※ 携帯電話・PHS からもご利用
- いただけます。 ※ おかけ間違いにご注意ください。
- 事故が発生した場合は、30日以内に 下記にご連絡ください

事故受付デスク 0077-78-0365

受付時間 24 時間 365 日

- ※ 携帯電話・PHS からもご利用 いただけます。
- ※ おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について au 損保との間で問題を解決できない場合は

au 損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指

定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契 約を締結しています。au 損保との間で問題を解決できない 場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うこと ができます。

日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル] 0570-022808

※受付時間[平日 AM9:15~PM5:00(土日祝日および年末年始を除きます)]

- ※通話料はお客さまのご負担となります。 ※携帯電話からもご利用いただけます。 ※おかけ間違いにご注意ください。
- ※詳細は、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
 - http://www.sonpo.or.jp/

契約概要

ご契約に際して特にご確認いただき たい事項を、この「契約概要のご説明」 に記載しています。

のご説明

商品の仕組みおよび引受条件等

<1>商品の仕組み

(1) この保険は、被保険者(補償の対象となる方)が保険期

- 間中に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害(「ケガ」 といいます)を被った場合などに保険金をお支払いする 保険です。 * 病気は保険金お支払いの対象となりません。
 - ※ 補償開始以前の事故は対象外です。
- (2) 傷害事故の範囲

Γ-

傷害事故の範囲は、

-般傷害」もしくは「交通傷害」 よりご選択いただくことができます。ご選択いただく傷 害事故の範囲により、保険金をお支払いする事故の種類 が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認くだ さい。 〔○ 補償されます × 補償されません〕

傷害事故の 範囲	自転車に 係る事故 (注1)	左記以外の交通事故	交通乗用具 (注2) の火災		
一般傷害	0	0	0	0	
交通傷害	0	0	0	×	
(注1) 「独促[(注1) 「神保除者が白転車に乗っている関の事故」「白転車に				

(注1) 「被保険者か自転車に乗っている問い争成」 ローロール 乗っていないときに運行中の自転車と衝突・接触した事故」をいいます。 (注2) 自動車、電車、バス、航空機、船舶等の乗物をいいます。

(3) 被保険者(補償の対象となる方)の範囲 被保険者の範囲は、「個人型(本人タイプ)

」もしくは 「家族型(家族タイプ)」よりご選択いただくことができます。なお、「ご本人」と「ご本人の配偶者」「その ご選択い ただ < 他親族(注)」との関係はケガの原因となった事故が発 生した時におけるものをいいます。また、セットされる 特約により被保険者の範囲が決まっているものがありま す。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

	被保険者の範囲
個人型 (本人タイプ)	・契約申込画面にてご指定されたご本人
家族型 (家族タイプ)	・契約申込画面にてご指定されたご本人 ・ご本人の配偶者 ・その他親族(注)
(注) スの地切	たとは、ブナーナたはブナーの取得者と「同民の

(注) その他親族とは、ご本人またはご本人の配偶者と「同居の 親族(ご本人の6親等内の血族、3親等内の姻族)」および 「別居の未婚*の子」をいいます。

*未婚とは、婚姻歴のないことをいいます。

<2>補償の内容等

(1) 保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額 この保険について、主なものを記載しています。またご 契約のプランおよびセットされる特約により「保険金を お支払いする場合」や「お支払いする保険金の額」が異

険約款・特約をご確認ください。

保険金 保険金を の種類 お支払いする場合

事故によるケガ 死亡・後遺障害 のため、事故の 保険金額の全額 発生の日から ※ 保険期間内(保険期間が2年

その日を含めて

180日以内に死

事故によるケガ

のため、事故の

発生の日から

その日を含めて

180 日以内に後

遺障害が発生し

事故によるケガ

のため、事故の 発生の日から

その日を含めて

180 日以内に免

責日数(2日) を超えて入院さ

事故によるケガ

のため、事故の

その日を含めて

180日以内に入

事故によるケガ

のため、事故の

180日以内にそ

のケガの治療の

ために手術を受

事故によるケガ

のため、事故の

180日以内に通

院された場合

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

中の事故

暴動(注1)

間の事故

る間の事故

を行っている間の事故

発生の日から その日を含めて

けた場合

発生の日から その日を含めて

院された場合

発生の日から

れた場合

た場合

亡された場合

死 亡

後 遺

障 害

保険金

院 時金

院

保険金

丰

通 院

保険金

Ж

般

傷

害

の

場 合

いできません。

術

保険金

保険金

お支払いする保険金の額

の場合は同一保険年度内)の 事故により、既にお支払いし

た後遺障害保険金がある場合 は、死亡・後遺障害保険金額か らその額を差し引いてお支払

※ お支払いする後遺障害保険金

険金額が限度となります。

※ 1回の入院につき、1回のお 支払いが限度となります。(退

院後、再入院した場合は、

わせて1回の入院として取扱

×

入院した日数は180日が限

の日を含めて180日を経過し た後の入院に対しては、保険 金をお支払いしません。

① 入院中に受けた手術の場合

入院保険金日額

② ①以外の手術の場合

入院保険金日額

ります。

通院保険金

となります。

既に存在していた身体の障害または病気の影響など

によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響 がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

③ ご契約者(個人型のみ)、被保険者または保

気帯び運転中または麻薬等の影響により正常 な運転ができないおそれがある状態での運転

⑥ 妊娠、出産、早産または流産⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、

⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑥ 自動車等の乗用具による競技、競争もしくは

興行またはこれらのための練習を行っている

テストライダー、オートバイ競争選手、自動

車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、 プロレスラー等やその他これらと同程度また はそれ以上の危険を有する職業に従事してい

① 山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用す るものおよびロッククライミング等をいいま す)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビ ング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動

(注1) テロ行為によって発生したケガに関しては、自 動セットされる「テロ行為補償特約(条件付)」 により、保険金お支払いの対象となります。

② 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、

① 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払

険金受取人の故意または重大な過失 ⑤ 闘争行為、自殺行為、犯罪行為

① 脳疾患、病気または心神喪失

※ 1事故につき1回の手術に限

また、1事故に対して①およ び②の手術を受けた場合は、 ①の算式により計算した手術 保険金をお支払いします。

×

※ 通院した日数は30日が限度

また、事故の発生の日からそ

の日を含めて180日を経過し た後の通院に対しては、保険 金をお支払いしません。

事故の発生の日からそ

年度ごとに) 死亡

入院-

います。)

入院保険金

日額

また、

度となります。

の額は、保険期間を通じて(保 険期間が2年の場合は各保険

一時金額の全額

後遺障害の

程度に応じた

約款所定の

保険金支払割合

 $(4\%\sim100\%)$

·後遺障害保

入院した

日数

× 10

×

通院した

日数

洒

5

いします。

後遺障害 ×

死亡・

保険金額

なることがありますのでご注意ください。詳細は普通保

② 上記【一般傷害】の②~①と同じ① 船舶に搭乗することを職務とする方またはこ 交 通 れらの方の養成所の職員もしくは生徒である 被保険者が、職務または実習のために船舶に搭 傷 乗している間の事故 害 の ₪ 職務として交通乗用具への荷物などの積込み 作業、積卸し作業、整理作業をしている間の、 場 合 その作業に直接起因する事故 など

② 下記のものは保険金をお支払いできません。

@ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないも 般 の (注2) 傷 **b** 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 害 など 交 (注2)被保険者が自覚症状を訴えている場合であって 通 も、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、 眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証 傷 害 明することができないものをいいます。 共 通

(3) 主な特約とその概要

主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載 のない特約については普通保険約款・特約をご確認くだ さい。

(① ケガに関する補償			
	特約の名称	特約の概要		
	自転車搭乗中 等の傷害 2 倍 支払特約	「自転車に乗っている間の事故」または 「自転車に乗っていないときに運行中 の自転車と衝突・接触した事故」によっ てケガを被った場合に、死亡保険金、 後遺障害保険金、入院一時金、入院保 険金、手術保険金および通院保険金を 2倍にしてお支払いする特約です。		
	熱中症 補償特約	「日射」または「熱射」により被った身体の障害についても、後遺障害保険金、入院一時金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いする特約です。 (注)死亡保険金はお支払い対象外となります。		

	冊頂	111111	です。 (注)死亡保険金はお支払い対象外となります。
(2	② そ の	の他の	補償
		保険金をお支払い	被保険者(注1)が日常生活における偶然な事故や住宅(注2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 (注1)この特約の被保険者の範囲はご本人・ご本人の配偶者・その他親族となります。なお、被保険者には責任無能力者を含みません。(注2)住宅には別荘など一時的に居住する住宅を含みます。
	個人	お支払いする保険金の額	損害賠償金の額 - 自己負担額 (0円) 1回の事故につき個人賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 別枠で約款所定の費用 (損害防止軽減費用等)をお支払いすることがあります。 ※ 賠償額の決定については、事前に弊社の承認が必要です。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。
	賠償責任補償特約	保険金をお支払い	1.次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① ご契約者または被保険者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動 (テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約(条件付)」により、保険金お支払いの対象となります。) ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
		保険金をお支払いできない主な場合	 2.次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 同居する親族に対する損害賠償責任 ④ 第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ⑤ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑥ 航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフ・カートを除きます)の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任など

	償特約	携行品損害補買	鼠償責任補償特約	個人賠
保険金をお支払いできない主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いする場合		補償(個人
② ③ (④ ⑤⑥ ⑦は自中に必単事戸は約の地津保保びね保損	10元 限度 ※ 1년 とた ※ 他	携然 (※) t * にたい!! す / * * * * * * * * * * * * * * * * * *	事故特約	のみ 資特約 、賠償 E補償 団用)
R険の対象の欠陥 R険の対象の自然の消耗・性質によ 、かび、変色その他類似の事由ま ずみ食い、虫食い R険の対象のすり傷等の単なる外	損害の額 - 自己負担額 (3,000円) 書の額は携行品1個、1組または1対2万円 (乗車券または通貨等は合計5万度となります。回の事故につき、携行品損害保険金額よります。 の保険契約または共済契約から保険つれている場合には、保険金を差し引ないすることがあります。	する住宅(敷地内を含みます)のする住宅(敷地内を含みます)のする被保険者所有の身の回り品により損害が発生した場合 事故により損害が発生した場合 身の回り品には、下記のものは対象に含せん。 株券、手形、定期券、印紙、切手、その他に類する物にでは補償対象となります。 預貯金証書、クレジットカードその他これに類する物の代スポートその他これらに類する物のの付属品はの付属品は、にかられる用具を使用している。 いては、変した変異などの危険な運動を行っている。 いるの航空機操縦、スカイダイビングっている。 いるの航空機操縦、スカイダイビングっている。 いるの航空機操などの危険な運動を行っている。 いるの航空機操などの危険な運動を行っている。 いられる用具 テストライダー、オートバイ競争選手、、、、 ののに変異する物をである用は、プロボタサーとでのでは、表別である間に用いる。 の機等はよびコンタクトレンズその他に類する物動物および植物での他保険証券に保険の対象に含まないにないた。 の機等電話の物の世界に保険の対象に含まないにないた。 の携帯電話(スマートフォン、PHSを含いの携帯電話(スマートフォン、PHSを含いの携帯式通信機器およびこれらの付属品が、カート型パソコン・ワーブロ等の携帯式通信機器およびこれらの付属品が、カート型パソコン・ワーブロ等の携帯式通信機器およびこれらの付属品が、カート型パソコン・アー・ブロ等の携帯式通信機器およびこれらの付属品が、カート型パソコン・アー・びらに類似用に設計された用具をいいます。)	個人賠償責任保険金をお支払い法律上の損害賠償責任が発生し合に、被保険者からのお申出に弊社が被保険者のために折衝、または調停もしくは訴訟の手続行う(注)特約です。 (注)示談交渉等をお引き受けでる場合もあります。 詳細については II 注意喚起して説明 12 万一、事故が発生合のご注意および普通保険約請約をご確認ください。	範囲を、ご本人のみに限定するです。被保険者ご本人が責任結 者である場合は、その責任無能の行為により親権者等が法律」 害賠償責任を負った場合も保証 支払いの対象となります。
込色のつい 乱 関浦支 ようよう 失転響あ の て特い ささは	円)が が限度 金が支	こ こま こ 等 ら 、よ す務グ間 動プれい こ 、記 よ む 電 ルも、 ・れ れ に に び る以グに 車口以ら れ 、載 び) 子 ・網偶 ・ま ら つ 類 こ も外ラ用 競レ上れ ら 、	しよ 示き な 報した い の場	無能力 能力者 上の損

		被保険者(注1)が日本国内のゴルフ場に
	保険金をお支払い	おいて、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したときに、慣習として費用(注2)を負担したことによって損害を被った場合 (注1)本特約はアマチュアの方を対象とするもので、プロ資格の保有者およびゴルフの競技または指導を職業としている方は保険金のお支払いの対象とはなりません。
ホールイン	いする場合	(注2) 次の費用をいいます。 ① 贈呈用記念品購入費用。ただし貨幣、紙幣、商品券、プリペイドカード等の購入費用は含みません。 ② 祝賀会費用 ③ ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④ 同伴キャディに対する祝儀
インワン・アルバトロ	お支払いする	ホールインワン・アルバトロス費用の額 ※ 1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。
入費用補償特約	保険金をお支払いで	① 日本国外で達成したホールインワンまたはアルバトロス② 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス③ 被保険者がゴルフ場の使用人(臨時雇いを含みます)である場合、その被保険者が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロスなど
	きない主な場合	(注) ホールインワン・アルバトロス費用 を補償する保険契約等を複数ご契約されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんのでご注意ください。
	保険金をお支払いする場合	被保険者が次の①から③のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者または被保険者の親族が捜索救助費用等を負担したことによって損害を被った場合 ① 搭乗している航空機・船舶が行方不明または遭難した場合 ② 急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合 ③ 急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合また
救援者費用等益	お支払いする保険金の額	継続して14日以上入院された場合 救援者費用等の額 ※ ご契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した次の費用をいいます。 ア・捜索救助費用 イ・交通費(現地までの1往復分の交通費・救援者2名分まで) ウ・宿泊料(1名につき14日分限度・救援者2名分まで) エ・現地からの移送費用(帰宅のための運賃のうち払戻しを受けた額、負担することを予定していた額は差し引きます。) オ・諸雑費(国内3万円まで、国外20万円まで) ※ 保険期間を通じて(保険期間が2年の場合は各保険年度ごとに)救援者費用等保険金額が限度となます。
補償特約	保険金をお支払いできない主な場合	※他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。 ① ご契約者(個人型のみ)、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失。 副争行為、自教行為、犯罪行為 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ④ 脳疾患、場面の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動(テロ行為によって発生した損害に関しては、解争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動(テロ行為神償り」により、保険金お支払いの対象となります。) ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の地震もしくは噴火またはこれらによる津波のおよびロッククライミング等をいいます)、、川ンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故のもいもの ⑩ 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など

お 法律相談費用の額 支 ※ 1事故につき、法律相談費用保険金額(5万円) 払 保い が限度となります。 険す ※ 費用の支出には弊社の同意が必要です。 金る 他の保険契約または共済契約から保険金が支 払われている場合には、保険金を差し引いてお 額 支払いすることがあります。 法 ① ご契約者、被保険者または保険金受取人 律 の故意または重大な過失 相 ② 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 談 ③ 自動車、原動機付自転車の無資格運転 費 中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響 より正常な運転ができないおそれがあ 用 保 る状態での運転中の事故 補 険 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の 儅 余 事変、暴動 特 約 (テロ行為によって発生した損害に関して お 自動セットされる「テロ行為補償特 支 約(条件付)」により、保険金お支払い 払 の対象となります。) い ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる ~ ₹ 津波 な ⑥ 妊娠、 出産、 早産または流産 い ⑦ 住宅または日常生活用動産の差押え・破 È 壊等の公権力の行使 な ⑧ 住宅または日常生活用動産自体の欠陥、 場 自然の消耗またはさび、かび、変色その 他類似の事由またはねずみ食い、虫食い 合 もしくは詐取、紛失 ⑨ 職務遂行に直接起因する事故 ⑩ 職務の用に供される動産または不動産 の損壊 など 保 日本国内において、偶然な事故により、 ケ 険 ガをしたり、住宅や家財が損害を受け、被 保険者(注)がその被害に関する損害賠償 金 を 請求を弁護士に委任し、弁護士費用等を負担したことによって損害を被った場合 お す支 る払 この特約における被保険者の範囲はご本 場い 合 人・ご本人の配偶者・その他親族となります。 お 弁護士費用等の額 支 1事故につき、被保険者1名ごとに弁護士費用 払 保い 等保険金額(300万円)が限度となります。 険す ※ 費用の支出には弊社の同意が必要です。 金る ※ 他の保険契約または共済契約から保険金が支 の 払われている場合には、保険金を差し引いてお 額 支払いすることがあります。 ① ご契約者、被保険者または保険金受取人 弁 護 の故意または重大な過失 ② 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 \pm 費 ③ 自動車、原動機付自転車の無資格運転 中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響 用 等 により正常な運転ができないおそれがあ 保 補 る状態での運転中の事故 険 儅 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の 金 特 事変、暴動 を 約 (テロ行為によって発生した損害に関して お 自動セットされる「テロ行為補償特 支 約(条件付)」により、保険金お支払い 払 の対象となります。) い ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる C ₹ 津波 な ⑥ 妊娠、出産、早産または流産 い ⑦ 住宅または日常生活用動産の差押え・破 主 壊等の公権力の行使 な ⑧ 住宅または日常生活用動産自体の欠陥、 場 自然の消耗またはさび、かび、変色その 他類似の事由またはねずみ食い、虫食い もしくは詐取、紛失 ⑨ 職務遂行に直接起因する事故 ⑩ 職務の用に供される動産または不動産 の損壊 など ⚠ 特約の補償に関するご注意 被保険者またはそのご家族が、既に同種の補償・特約等 をご契約されている場合は、補償が重複し、保険料が 無駄となることがあります。 ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご要 望に沿った内容であることを必ずご確認ください。 (注) なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特 約等が 1 つのご契約のみにセットされている場合 は、そのご契約を解約されると補償がなくなってし まいますのでご注意ください。 (4) 保険期間 (ご契約期間) 保険期間は1年間となります。また、プランによっては 2年間をご選択いただくこともできます。お客さまの保 険期間については、弊社の契約申込画面にてご確認くだ さい。

保

険

金を

お す支

る払

場い

合

日本国内において、偶然な事故により、

ガをしたり、住宅や家財が損害を受け、被 保険者(注)がその被害について法律相談

をし、法律相談費用を負担したことによっ

(注) この特約における被保険者の範囲はご本

ご本人の配偶者・その他親族となります。

て損害を被った場合

引受条件(保険金額等)

- ① 保険金額(ご契約金額) の設定については、ご用意し プランの中から被保険者の方の年齢や収入等に照らし て、ご選択ください。なお、死亡に関する保険金額は以下 のいずれかに該当する場合、被保険者ごとに他の保険契 約等と合算して1,000万円が限度となります。
 - ・満 15 歳未満の方を被保険者とする場合
 - 契約者と被保険者ご本人が異なる場合 ただし、上記にかかわらず、配偶者・その他親族の死T に関する保険金額は他の保険契約等と合算して1,000 万円が限度となります。
- ご契約者としてご加入いただける方は、次のすべての 条件を満たされている方に限ります。あらかじめご了承 ください。
 - ・お申込み時点で日本国内に居住されている満 18 歳以
 - 上の方 ・個人の方(法人をご契約者とするお申込みはできませ
 - 日本国内から web アクセスされている方(海外から
 - お申込みはできません。) クレジットカードをお持ちの方または au 携帯電話 (ス マートフォンを含む) に登録済みの au ID をお持ちの方
- ③ 被保険者ご本人としてご加入いただける方は、新規契 約・継続契約ともに保険期間の開始時点で満74歳以下の **方**に限ります。あらかじめご了承ください。

2 保険料

保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。実際に ご契約いただくお客さまの保険料につきましては、契約申込 画面にてご確認ください。

保険料の支払方法・払込方法

保険料の支払方法・払込方法は下記の組み合わせよりご選択 いただけます。

支払方法	払込方法
クレジットカード払 (注1)	一時払 (注 3)
通信料金等との合算払 (注2)	ー時払 (注 3) または 月払(12 分割 12 回払) (注 4)

(注1) お申込人(ご契約者) 名義のクレジットカードに限りま

す。 (注 2) au 携帯電話(スマートフォンを含む)に登録済みの au ID をお 持ちの方は、au 携帯電話(スマートフォンを含む)の通信料金 等と合算してお支払いいただくことができます。 なお、au ID を登録した au 携帯電話(スマートフォンを含む)の名義人がお申込人(ご契約者)ご本人およびご家族である場合に限ります。また、パソコンからお申込みの場合、 保険期間が2年間の場合は通信料金等との合算払はご選

ご契約時に保険料の全額を払い込む方法です。 (注4)保険料を12回に分割し、毎月払い込む方法です。なお、 月払の場合、

-時払に比べて保険料が割増となります。

4 満期返れい金・契約者配当金

択いただけません

5 解約返れい金の有無

(注3)

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご契約を解約される場合には、弊社サイト上の「お客さま専用

ページ(マイページ)」よりお手続きください。なお、解約に際 しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった 期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があり ます。

注意喚起情報 П のご説明

1

ご契約者にとって不 ご契約に際し 利益になる事項など、特にご注意いた だきたい事項をこの「注意喚起情報の ご説明」に記載しています。 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

ご契約者が個人の場合で、保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことが できます。

- (1) 重要事項説明に同意され、ご契約を申し込まれた日から、 その日を含めて8日以内であればクーリングオフをする ことができます。
- (2) 上記 (1) の期間内 (8日以内の消印のみ有効) に弊社 宛に、以下の《記載事項》をご記入の上、必ず八ガキま

たは封書による郵便にてご通知ください。

	〒150-0011 東京都渋谷区東 3-16-3
宛先	エフ・ニッセイ恵比寿ビル 5 F
グピプロ	au 損害保険株式会社
	カスタマーセンタークーリングオフ受付係 行
	① クーリングオフを申し出る旨の文書
	② ご契約者の住所、氏名・押印、
記載	電話番号(ご連絡先)
事項	③ ご契約申込日
	④ ご契約の保険種類(スタンダード傷害保険)
	⑤ 証券番号

- ご契約を取り扱った代理店で
- : クーリングオフのお手続きは、ご契約を取り扱った は受け付けることはできませんのでご注意ください。 ※ 既に保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわら
- ず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申し出 の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。 ※ お電話・FAX・メール等でのお申し出はできません。
- (3) クーリングオフされた場合には、既に払い込みいただい

た保険料は速やかにご契約者にお返しします。また、 社および取扱代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフをされた場合は、保険期間の 開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料 を日割りでご負担いただく場合があります。

- (4) 次のご契約はクーリングオフできませんので、ご注意く ださい。
 - ・保険期間が1年間または1年間に満たないご契約
 - ・営業または事業のためのご契約
 - ・法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約 ・保険金または解約返れい金請求権が担保として第三者
 - 譲渡されたご契約
 - ・質権が設定されたご契約
 - ・第三者の担保に供されるご契約

など

告知義務〔他の保険契約等の有無〕 2 (ご契約時にお申し出いただく事項)

(1) ご契約者または被保険者になる方には、危険に関する重

要な事項のうち、弊社が契約申込画面にて告知を求める項目(告知事項)について、ご契約時に事実を正確にお 申し出いただく義務(告知義務)があります。 (2) 告知の項目について、ご契約者または被保険者の故意ま

たは重大な過失により、お申し出いただけなかった場合 お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合 には、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお 支払いできないことがあります。ご契約に際して、今 度お確かめください。 【告知事項】

同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が

支払われる他の保険契約等(団体契約、共済契約を含 みます。)の有無 死亡保険金受取人について

通知義務〔住所変更等〕

死亡保険金受取人は被保険者の法定相続人とさせていただき ます。また死亡保険金受取人の変更はお取り扱いできません。

ご契約者が住所やメールアドレス等の連絡先を変更された場 合は、遅滞なく弊社サイト上の「お客さま専用ページ(マイペ ジ) | よりお手続きください。お手続きいただけない場合は、 重要なお知らせやご案内ができなくなります。

重大事由による解除 保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故を

6

れることで保険金額等の合計額が著しく過大となる場合、また、 ご契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その 他反社会的勢力に該当すると認められた場合などについて ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできな いことがあります。

発生させた場合、詐欺を行った場合や複数の保険契約に加入さ

下記の事がらに該当した場合について、既に払い込みいただ

無効、取消し、失効について

いた保険料の取扱いは以下のとおりです。 (1) ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に

- 保険金を不法に取得させる目的をもってご契約を締結し た場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込み いただいた保険料は返還できません。 (2) ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によってご契
- 約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなること があります。既に払い込みいただいた保険料は返還でき ません。
- (3) 以下のいずれかの場合は、この保険契約は失効となりま す。既に払い込みいただいた保険料は普通保険約款・特約
 - に定める規定により返還します。 ① 個人型をご選択いただいたときは、 被保険者が死亡 (注) された場合 家族型をご選択いただいたときは、被保険者が死亡
 - され、 家族型の被保険者の範囲に該当する被保 険者がいなくなった場合 (注) 死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡さ
 - れた場合は、取扱いが異なります。傷害保険金部分の保 険料について返還できない場合がありますのでご注意く ださい。

・弊社の保険責任は保険期間の初日の午前 0 時 (継続契約の場 合は午後4時)に開始します。ただし、保険期間の初日(継 続契約の場合は保険期間の初日の午後4時以降)にお申込み 手続きをされた場合は、ご契約成立後に保険責任が開始され ます。

保険契約手続完了通知(ご契約完了画面)に表示されます、「保 険期間」にて保険開始時刻をご確認ください。

- ・当サイト上で次の3つの手続きが完了した以降でないと補償 は始まりませんのでご注意ください。
- ①「全ての内容を確認のうえ、申込みます」ボタンを押し、申 込操作を完了していただくこと
- ② クレジットカードもしくは通信料金等との合算による払 込手続きを完了していただくこと(保険料決済の有効性が 確認されること)
- ③ 上記①および②の手続完了後に「お申込み完了」画面が表 示されること

8 保険金をお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。詳細は普通保険約款・特約をご 確認ください。

- (1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払い できません。
- (契約者(個人型のみ) 、被保険者または保険金受取人 の故意または重大な過失
 - ・闘争行為、自殺行為、犯罪行為
 - ・自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転
 - 中または麻薬等の影響により正常な運転ができないお それがある状態での運転中の事故 ・脳疾患、病気または心神喪失
 - ・妊娠、出産、早産または流産 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動(注1)
 - ・自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行または

・地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- これらのための練習を行っている間の事故 テストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、 ・テ 自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその
- 他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業 に従事している間の事故

- ・山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗な
- どの危険な運動を行っている間の事故
- 下記のものは保険金をお支払いできません。 むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) ・細菌性食中毒・ご ウイルス性食中毒
- (注 1) テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セット される「テロ行為補償特約(条件付)」により、保険金お 支払いの対象となります。 (注2)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、
- トゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査 等によりその根拠を客観的に証明することができないも のをいいます。

分割保険料の払込猶予期間等について (1) 第2回目以降の分割保険料は、弊社サイト上の「お客さ

ない場合は、払込期日の翌月末までの払い込み猶予があ ります。払込期日の翌月末を過ぎても保険料の払い込み がない場合は、保険金をお支払いできません。また、ご 契約が解除される場合がありますので、ご注意ください。

ま専用ページ(マイページ)」に記載された払込期日まで に払い込みください。なお、払込期日までに払い込みが

(2) 弊社が死亡保険金をお支払いすべき事故が発生した場合 には、未払込分の保険料を請求させていただくことがあ ります。

10 解約と解約返れい金について

ご契約後、保険契約を解約される場合には、弊社サイト上の

「お客さま専用ページ(マイページ)」よりお手続きください。 解約の条件によっては弊社の定めるところにしたがい、保険 料を返還または未払込分の保険料を請求させていただくこと があります。また、保険期間の開始日以降に解約した場合、返

還される保険料があっても、払い込みいただいた保険料の合

計額より少ない金額になりますので、あらかじめご了承くだ さい。 11 保険会社破綻時の取扱い 引受保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況

が変化したときには、保険金のお支払いや解約返れい金など

のお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されたりする 場合があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金・解約返れい金などは80%まで(経営破綻後3か月以内に発生した保険事故 に係る保険金は100%)補償されます。

12 万一、事故が発生した場合のご注意

- ① 事故が発生した場合には、30日以内に事故受付デスク までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含め て30日以内にご連絡がないと、それによって弊社が被っ た損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることが あります。
- ② 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際に お申し出ください。 ③ 個人賠償責任補償特約がセットされたご契約の場合、
 - 賠償事故に関わる示談交渉については、事前に弊社へ 相談ください。あらかじめ弊社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金おさおよいできないことなどがありますのでご

賠償事故解決特約がセットされたご契約において、被 保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被 保険者からのお申出により、弊社は被保険者のために 示談交渉をお引き受けします(この場合、弊社の選任 した弁護士が相手の方との交渉にあたることがありま

す) ただし、次の場合は、弊社は相手の方との示談交渉を 行うことができませんのでご注意ください。なお、そ の場合でも、相手の方との示談交渉の進め方の相談な ど、円満な解決に向けたお手伝いをします。

- < 示談交渉を行うことができない主な場合>
 日本国外において発生した賠償事故の場合
 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の
 - 損害賠償責任の額が個人賠償責任保険金額を明 らかに超える場合 ○ 相手の方が弊社との交渉に同意されない場合 ○ 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保
 - 険者が弊社への協力を拒んだ場合 賠償事故について、被保険者に対する損害賠償 請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起さ れた場合

- ④ 法律相談費用補償特約・弁護士費用等補償特約がセッ トされたご契約の場合、被害事故に関わる弁護士への法 律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず弊社とる で相談の
- うえ、おすすめください。 ⑤ 被保険者が実際に被った損害等を補償する特約などに
- Dいては、補償が重複する他の保険契約等がある場合、
- 発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無に より、弊社がお支払いする保険金の額が異なります。詳 細は普通保険約款・特約をご確認ください。
- (弊社がお支払いする保険金の額) (注1) a.他の保険契約等から保険金または共済金が支払われ
- ていない場合は支払責任額 (注 2) をお支払いします。 b.他の保険契約等から保険金または共済金が支払われ た場合は、支払責任額(注2)を限度に、実際の損害の 額から他の保険契約等から支払われた保険金または
- 共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。 (注1) お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険 契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異
- なる場合があります。詳細は普通保険約款・特約を ご確認ください。 他の保険契約等がないものとして算出した支払う
- べき保険金または共済金の額をいいます。 保険金の支払請求時に必要となる書類等

<別表「保

など

など

など

など

なと

など

など

• 舖以書

源泉徴収票, 所得証明書

険金請求書類」>のうち弊社が求める書類をご提出して いただく必要があります。なお、必要に応じて他の書類 のご提出をお願いする場合がありますのでご了承くださ しい。

保険金のお支払時期 (3) 弊社は(2)保険金の支払請求時に必要となる書類等をこ 提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金

被保険者または保険金を受け取るべき方は、

をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて

保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査 が必要な場合には、弊社普通保険約款・特約に定める期日 までに保険金をお支払いします。詳細は事故受付デスク までお問い合わせください。

(4) 保険金請求権の時効 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご

注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は 普通保険約款・特約をご確認ください。 <別表「保険金請求書類」>

・戸籍謄本

(1) 弊社所定の保険金請求書

(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)

(2) 弊社所定の傷害状況報告書など

事故日時、発生場所、原因等をご申告される書類をいいます。また、

事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)~

- ご提出いただ<u>く場合があります</u>。
- (3) 被保険者であることを確認する書類
- 家族関係の証明書類(住民票、健康保険被保険者証)
- (4) 保険金の請求権をもつことの確認書類 ・印鑑証明書、資格証明書・委任状・未成年者用念書
- (5) ケガに関する保険金をご請求する場合に必要となる書類
- ① 保険事故の発生を示す書類
- ・公的機関が発行する証明書(事故証明書など)
- ・弊社所定の死亡 診断書または死体検案書
- ② 保険金支払額の算出に必要な書類
- ・弊社所定の診断書・領収書(治療費)
- ・レントゲン等の検査資料
- 弊社所定の後遺障害診断書
- ③ その他の書類
- ・運転資格を証する書類(免許証など)
- ・連転負恰を証9の音規 (スピロルのこ) ・調査同意書(弊社がケガの状況や程度などの調査を行うために 必要な同意書) など
- (6) 損害賠償責任に関する保険金をご請求する場合に必要となる書類
 - ① 保険事故の発生を示す書類
 - ・公的機関が発行する証明書(罹災証明書・事故証明書)または
 - これに代わるべき書類(被害届出受理番号を記入した書類)

 - ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・賃貸借契約書、マンション管理規約、 例
 - 居住者名簿
 - ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住 ・預り伝票など受託物があることの確認資料
 - 被害状況の見解書、 発生場所、 事故原因、
 - ② 保険金支払額の算出に必要な書類
 - ・修理見積書、請求明細書、 領収書
 - 図面(配置図、建物図面) ・その他の費用の支出を示す書類
 - ・損害賠償内容申告書
 - ・レントゲンなどの検査資料 ・受領している年金額の確認資料
 - 交通費、 諸費用の明細書 例 診断書、死体検案書
 - ・労災からの支給額の確認資料 ・購入時の領収書、保証書、仕様書
 - ・葬儀費明細書、領収書 **销害確認資料(休**達
 - 確定申告書)
 - 弊社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証
 - 明書兼施術費明細書
 - ③ その他の書類 ・権利移転書

② 保険金支払額の算出に必要な書類

・被害品の価格を証明する書類

ホ-

例

- ・先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明す る書類、被害者承諾を証明する書類) 例 ・調査同意書(弊社が事故または被害の調査を行うために必要な
- 同意書)
- (7) その他費用に関する保険金をご請求する場合に必要となる書類
 - ① 保険事故の発生を示す書類 ・公的機関が発行する証明書(事故証明書、盗難届証明書など) -ルインワン・アルバトロス証明書
- ・扶養者などの戸籍謄本 損害物の写真
- ③ その他の書類 調査同意書(弊社が事故または損害の調査を行うために必要な

修理見積書

例 同意書) ・他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの など

くその他ご注意いただきたいこ

ご契約時にご注意いただきたいこと

-パレスの取り組みについて

①「お客さま専用ページ(マイページ)」の作成と活用 弊社では書面手続きをできる限り省略し、運営コスト の削減につとめ、低廉な保険料の商品をご提供してまいります。そのため、ご契約者(もしくはご加入者)の皆 さまにご契約内容の照会・解約等を受け付ける「お客さ ま専用ページ(マイページ)」を弊社サイト上にご用意 いたします。「お客さま専用ページ(マイページ)」にアクセスするためにはログインID/パスワードが必要となりますので、初回ご契約完了後にご案内するログインID/パスワードは大切に保存ください。

② 証券不発行の取り組み

の同意に基づいて実施しています。上記のとおりペーパ レスを実現するため、お申し込みにあたっては保険証券 の不発行の同意にご理解をお願いします。

ご契約者(もしくはご加入者)

- ※ ご契約内容の詳細は、「お客さま専用ページ(マイページ)」 にてご確認いただけます。※ 保険金の請求にあたり保険証券のご提示は不要です。
- 普通保険約款・特約の取扱いについて

保険証券の不発行は、

普通保険約款・特約は、パソコンサイトに掲載したPDFにてご確認ください。スマートフォンサイトからはご覧いただくことができませんのでご了承ください。なお、普通保険約款・特約集のご郵送をご希望される場合には、 カスタマーセンターまでご連絡ください。 (3) 通信に関する免責事項について

お客さまが入力されるお申込み内容、クレジットカー 払込内容などの個人情報を安全に送受信するために、 社ではSSL(暗号化通信)を使用しています。SSL使用に より通信経路での盗聴等による、情報漏洩には高い精度をもって対応できますが、万が一弊社の責によらない漏 洩などにより発生した損害につきましては、弊社は責任 を負いません。また、弊社の責によらない通信障害、端 末障害等により、保険契約手続きが遅延または不能とな ったために生じた損害につきましても弊社は責任を負い ません。

危険を有する職業に従事することとなった場合のご注意

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競 争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等や その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業 に変更される場合は、これらの職業に従事中のケガについて は保険金をお支払いできません。

保険金の代理請求について 被保険者の方に保険金をご請求できない次のような事情が

険者の代理人として保険金をご請求することができる制度 (「代理請求制度」といいます)がございます。 (被保険者の方に法定代理人がいる場合や第三者に保険金 のご請求を委任している場合は、この制度をご利用いただけ ません。 ・保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると弊社が

ある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保

認めた場合 など ・弊社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 【被保険者の代理人となりうる方】

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

上記①の方がいない場合や上記①の方に保険金を

ご請求できない事情がある場合には、被保険者と同

居または生計を共にする3親等内の親族

上記①および②の方がいない場合や上記①および ②の方に保険金をご請求できない事情がある場合に は、上記①以外の配偶者(注)または上記②以外の3 親等内の親族

(注)法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせいただくようお願いします。被保険者の代理人からの保険金のご請求に対して弊社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金のご請求を受けたとしても、弊社は保険金をお支払いできません。

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約にお ける事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切か つ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事

ご契約内容および事故報告内容の確認について

故発生の際、同一被保険者または同一事故に係るご契約の状 況や保険金請求の状況について日本損害保険協会に登録さ れた契約情報等により確認を行っております。確認内容は、 上記目的以外には用いません。 ※ 具体的には、損害保険の種類、ご契約者名、被保険者名、

険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目につ いて確認を行っています。 被保険者による保険契約の解約請求について

被保険者がご契約者以外の方である場合において、次の①か

ら⑤のいずれかに該当するときは、その被保険者は、ご契約

者に対しこの保険契約を解約することを求めることができ 。この場合、ご契約者は、弊社に対する通知をも ます の保険契約を解約しなければなりません。詳細は普通保険約 款・特約をご確認ください。 【被保険者が解約を求めることができる場合】

② 以下に該当する行為のいずれかがあった場合

① この保険契約の被保険者となるこ ことに をしていなかった場合

・ご契約者または保険金を受け取るべき方が、弊社に この保険契約に基づく保険金を支払わせるこ とを 目的としてケガを発生させ、または発生させようと た場合 ご契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団

関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められ た場合

ついての同意

- ・保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく 保険金のご請求について、詐欺を行い、または行お うとした場合
- ③ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計 額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態 がもたらされるおそれがある場合
- ④ ご契約者または保険金を受け取るべき方が、上記② および③の場合と同程度に被保険者のこれらの方に 対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とす る重大な事がらを発生させた場合
- ⑤ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他 の事がらにより、この保険契約の被保険者となること について同意した事情に著しい変更があった場合
- ※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、弊社に対する通知をもって、この保険契約を解約することができます。その際はご本人を証明していただく資料等をご提出していただ
- さま9。 ※2 解約する範囲はその被保険者に係る部分に限ります。 ※3 家族型でのご契約で、解約請求またはご本人による解約が 行われた場合は、ご契約者は以下のいずれかの手続きを行わ なければなりません。ただし、この保険契約において、その 本人が後遺障害保険金を受け取っていた場合は、b.による ものとします。
 - a.家族のうち新たにご本人となる方の同意を得て、ご本人をその方に変更すること
 - b.この保険契約の解約

「契約いただく内容に関する確認事項(意向確認事項)

お客さまのご希望に沿う保険商品を提案させていただいてお りますが、最終的にお客さまのご希望を満たしているか再度 了解のうえご加入ください。ご不明な点などござい -センターまでご連絡いただきますようお ましたらカスタマ-願い申し上げます。

- 今回お申し込みいただくご契約についてご確認をお願い します。ご確認の結果、お客さまのご希望にお応えできな い部分がございましたら、お申込みを中止してください。
 - この保険は、ケガによる死亡・後遺障害や入院・手術、通 院に対する補償として提案させていただくものです。
- (2) ご入力いただいた被保険者ご本人の『生年月日』『性別』 ついて、すべて正しい内容となっていることをご確認 ください。
- (3) 次の項目について、お客さまのご希望どおりとなってい ることをご確認ください。 ① 補償の内容(保険金の種類、保険金をお支払いする場
 - 合、保険金をお支払いできない主な場合など)、特約の 内容 ② 被保険者の範囲
 - ③ 保険期間
 - ④ 保険金額
 - ⑤ 保険料および保険料の支払方法・払込方法
- (4) ご回答いただいた「他の保険契約等」について、正しい
- 内容となっていることをご確認ください。 (5) 今回お申込みいただく保険は、契約者配当金制度がない
- ことをご確認ください。
- (6) 今回お申込みいただく保険は、総合的に見て、お客さま のご希望を満たした内容となっていることをこ で確認くだ さい。
- お客さまに関する情報の取扱い (1) お客さまの情報の利用目的について お客さまからお預かりした情報は、適正な保険のお引受 万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険
 - 金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのこ のほか、ご継続のご案内、保険制度の健全な運営(再保 険契約に伴う諸手続きを含みます)、商品のご提案、グ ループ会社および提携先の商品・サービスのご提案・ご 提供などに利用させていただきます。ただし、保健医療 等の特別な非公開情報 (センシティブ情報) については、 保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限 定されています。
- (2) お客さまからお預かりした情報は、下記の①~⑨の場合 に提供または共同利用することがあります。 ① 個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外
 - 部への提供が必要と判断される場合
 - ② 利用目的の範囲内において、あらかじめ守秘義務契約 を締結した業務委託先等に提供する場合
 - 商品・サービスのご提案を行うためにグルー 共同利用する場合
 - ④ 保険契約の適正なお引受け、保険金の適切なお支払い、 および不適切な保険金の請求等の発生を未然に防止す
 - るため損害保険会社等の間で共同利用する場合 ⑤ 保険契約に関する事項について日本損害保険協会に登
 - 録され損害保険会社等の間で共同利用する場合 ⑥ 保険金の適切および迅速なお支払いのために必要な範 囲において保険事故の関係者(当事者、医療機関、修理
 - 業者等)に提供する場合 本契約 ⑦ 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、
 - や保険金に関する情報を再保険会社等に提供する場合 ⑧ 医師等の第三者に対し、申込内容・告知内容・保険金
 - 請求内容に関する事実確認を行う場合 ⑨ グループ会社の保険引受や保険金お支払いの可否の判
 - 断に資するためにグループ会社に提供する場合
- お客さま情報の取得について 本契約に関する保険引受や保険金お支払いの可否を判断 するために、グループ会社からその保有する個人情報を

受けることがあります。 詳しくは弊社ホームページ をご覧いただくかカスタマ· ージ(http://www.au-sonpo.co.jp/) タマーセンターにお問い合わせく ださい。